

特に自然の復元の分野に優先的に着手すると明記してあることを想起し、

6. オランダ農業自然管理漁業省との協力のもと、デンマーク環境エネルギー省主催でコペンハーゲンで1995年5月に開催されたセミナー「欧州連合における自然の復元」での結論(特に第2節)によれば、自然の復元、特に湿地では水管理問題を解決または緩和し、地表水または地下水の質を改善し、そして下流域で災害をおこすような洪水を減少するための重要な手段となりうるとした点にさらに留意し、

7. 自然復元活動を実施するためには、具体的な目標と予定期間を設定する必要があるとしている同じ結論の中の第4節2にさらに留意し、

締約国会議は、

8. 湿地の復元を国の自然環境保全、土地および水管理政策に統合するよう締約国に求める。

9. 事務局および関心を持つ締約国やパートナー機関と協力し、湿地の復元とモニタリングの手順の原則に関するガイドラインを明らかにし、締約国からの情報に基づき、復元が必要となっている主要な湿地のリストを作成し、締約国に周知するという観点からそれらの結論を常設委員会に報告するよう科学技術検討委員会に要請する。

10. 湿地の復元に高い優先順位を与え、選定された全ての主要湿地の生息地としての質を、可能な限り復元する措置をはかるようさらに締約国に要請する。

11. 第7回締約国会議のための国別報告書の中に、湿地復元に関する項目を含むように締約国に要請する。

勧告6.16 二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利用

1. 湿地の消失は急迫したレベルにまで達しており、初めは過去一世紀の間に先進国において、最近の40年間では熱帯と亜熱帯地域において著しく、また河川流域全体といった範囲や沿岸地域での湿地保全と管理計画策定の改善は、水資源の確保を促進することに大きな貢献をすることを認識し、

2. 同問題についての下記の要請を含んだ勧告5.5を想起し、

(a) 多国間開発銀行と開発援助機関が、湿地の持続的な利用、賢明な管理、保全を目指した一貫した湿地開発政策、手続きと実施方法の策定と採用を一層優先させて行くように求める。

(b) 途上国がラムサール条約の責務を果たす上で支援するという見地から、国レベルで行われるプロジェクトを支持するために、ラムサール条約に示された責務と機会に応じその開発協力政策を検討することをさらに先進国である締約国に求める。

3. 多数の開発援助機関、欧州連合、世界銀行、湿地政策と管理の専門的知見を有するNGO等からの意見のもとに、IUCNが経済協力開発機構(OECD)の要請に応じて作成し、OECD代表が今回の会議で発表した「援助機関のための熱帯および亜熱帯の湿地の保全と持続可能な利用改善ガイドライン」を歓迎し、

4. このガイドラインの作製に資金を供給しているフィンランド国際開発事業団(FINNIDA)からの支援をここに記録し、

5. ガイドラインによれば、これは湿地の保全と持続可能な利用の分野で、政策決定者が国内、地域、国際的な環境問題に取り組むために構成されたものであることに注目し、

締約国会議は、

勧告

6. このガイドラインについての見解を、常設委員会が定める時期までに常設委員会に提出するよう締約国に奨励する。

7. これらの見解に基づいてガイドラインを研究し、その結果を第7回締約国会議で考察のために報告するよう常設委員会に求める。

勧告6. 17 特定の締約国のラムサール登録湿地

1. 本会議開催中に800ヵ所を超えたラムサール条約登録湿地の増加を歓迎し、

2. 会議主催国オーストラリア政府が新たに7ヵ所の湿地を登録し、また一連の湿地タイプの代表的な湿地を登録する意図を示したことに特別な賛辞を表し、

3. ブルガリア、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、日本、ノルウェー、ポルトガル、イギリス、ベネズエラが、本会議で新しい湿地登録について声明を発表したことに賛辞を示し、これらの湿地の記載及び地図を事務局に寄託したことを歓迎し、

4. バングラデシュ、ベルギー、チリ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、インドネシア、リトアニア、モーリタニア、ペルー、スロバニア、南アフリカ、スリナム、ユーゴスラビアが、(全体会議あるいは国別報告書において)湿地を新たに登録する意図について声明を発表したことに喜びをもって注目し、

締約国会議は、

(勧告5. 1及び関連勧告5. 1. 1、5. 1. 2、5. 1. 3についての声明に関連して)

5. ドイツ政府が提供した、Ostfriesisches Wattenmeer mit Dollartの状況に関する情報、Leybuchtとして知られる地域で講じられた方策を特に評価し、同地域を引き続きモニタリングするよう勧告する。

6. 釧路会議の勧告5. 1で表明された、ワッデン海のガス開発についての懸念に対するオランダ政府の対応を歓迎し、環境を守るため講じられた方策の詳細を示した文書が1995年に条約事務局へ送られたことに注目する。

7. さらにベネズエラ政府の、クアレ湿地での人間活動による圧力を削減する方策が講じられているという声明を歓迎する。

8. ポーランド政府の Middle Vistula を保護地域に指定するための努力を承認し、当該地域がラムサール登録湿地として指定される期待を表明する。

9. ロシア連邦政府が1994年に新しく32ヵ所のラムサール湿地を登録したことを喜び、適切な管理方策が展開、実施されるために手段を講じるよう勧告する。

10. 南アフリカ政府が、「東海岸」として知られる砂丘地帯 における重金属採鉱を許可しないという決定を通して、セント・ルシア湿地の生態学的特徴を維持するために講じた方策を心より祝福するとともに、将来的には再び採鉱許可が申請される可能性があることから、引き続き警戒が要求されることに注目する。

11. トリニダード・トバゴのナリバ沼沢地での「管理ガイダンス手順」の効果的な適用に注目し、「管理ガイダンス手順」と、それがナリバの問題に独立した見方をもたらした価値に関する同政府の声明を歓迎し、さらに同手順報告書の勧告を履行するための措置がすでに行われていることを重ねて歓迎する。

12. ベトナム政府がメコンデルタにラムサール湿地を少なくとも1ヵ所登録し、レッド・リバー河口のティエン・ハイ